

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和8年4月12日執行

練馬区長選挙・練馬区議会議員補欠選挙

候補者

記

燃料供給業者の氏名または名称および住所ならびに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給 年月日	燃料の供給を受けた 自動車の登録番号	供給量	供給金額	備考
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	

(注)・「燃料の供給を受けた自動車の登録番号は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。」

・この証明書には、裏面記載の給油伝票の写しを添付してください。

備 考 (裏面を参照のこと)

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて燃料供給業者ごとに作成し、給油伝票（日付、自動車登録番号、供給量及び金額が記載された書面。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 燃料供給業者が区に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、区に支払を請求することができません。
- 4 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 5 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

※ 給油伝票とは、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のナンバープレートに表示されたアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものという。